省令

○総務省令第四号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年一月二十四日

総務大臣　石田　真敏

電波法施行規則等の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条　電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（免許を要しない無線局） **第六条**　［略］ ［2・3　略］ 4　法第四条第一項第三号の総務省令で定める無線局は、次に掲げるものとする。 ［一～三　略］ 四　主としてデータ伝送のために無線通信を行うもの（電気通信回線設備に接続するものを含む。）であつて、次に掲げる周波数の電波を使用し、かつ、空中線電力が〇・五八ワット以下であるもの（第十一号に規定する五・二GHz帯高出力データ通信システムの無線局を除く。）（以下［小電力データ通信システムの無線局］という。） ［(1)～(5)　略］ (6)　二四・七七GHz以上二五・二三GHz以下の周波数であつて二四・七七GHz又は二四・七七GHzに一〇MHzの整数倍を加えたもの ［(7)　略］ ［五～十一　略］ （特定無線局の無線設備の規格） **第十五条の三**　法第二十七条の二の総務省令で定める無線設備の規格は、次の各号に掲げる無線局に応じ、それぞれ当該各号に掲げるものとする。 ［一　略］ 二　電気通信業務を行うことを目的とする陸上移動局 ［(1)～(12)　略］ ［(13)～(15)　設備規則第四十九条の六の十二第一項に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの設備規則第四十九条の六の十二第二項に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの　略］ ［三～十二　略］	（免許を要しない無線局） **第六条**　［同上］ ［2・3　同上］ 4　［同上］ ［一～三　同上］ 四　［同上］ ［(1)～(5)　同上］ (6)　二四・七七GHz以上二五・二三GHz以下の周波数であつて二四・七七GHz若しくは二四・七七GHzに一〇MHzの整数倍を加えたもの又は二七・〇二GHz以上二七・四六GHz以下の周波数であつて二七・〇二GHz若しくは二七・〇二GHzに一〇MHzの整数倍を加えたもの ［(7)　同上］ ［五～十一　同上］ （特定無線局の無線設備の規格） **第十五条の三**　［同上］ ［一　同上］ 二　［同上］ ［(1)～(12)　同上］ ［新設］ ［(13)～(19)　新設］　［同上］ ［三～十二　同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。